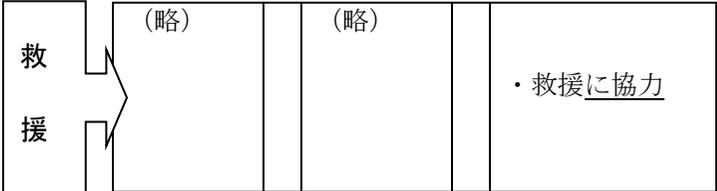
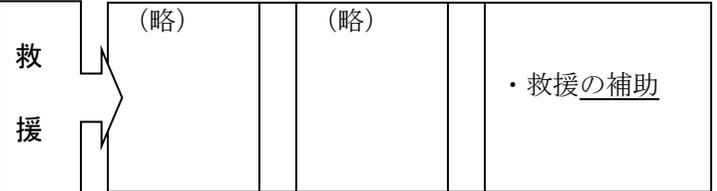
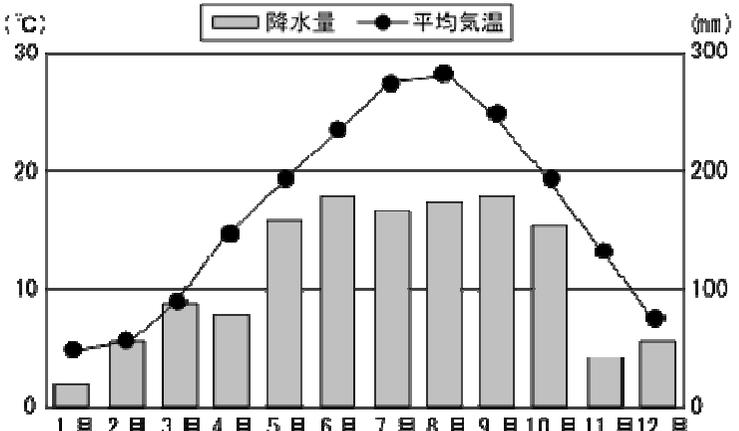
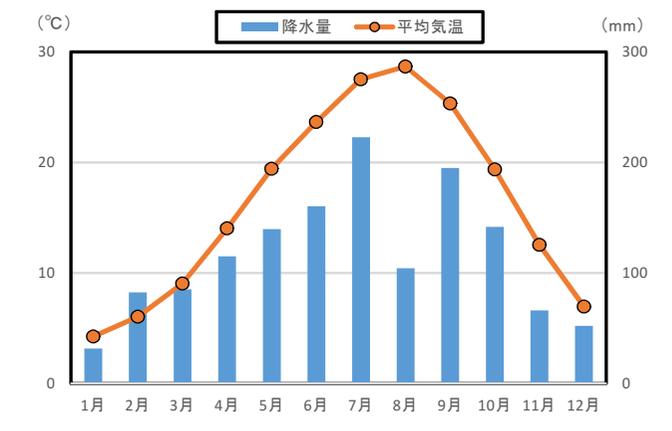


春日井市国民保護計画 新旧対照表 案

頁	行	変 更 前	変 更 後	備 考						
1	18	<p>第1編 総論</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ</p> <p>(3) 市国民保護計画に定める事項</p> <p>市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。</p>	<p>第1編 総論</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ</p> <p>(3) 市国民保護計画に定める事項</p> <p>市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号及び第182条第2項に掲げる事項について定める。</p>	市国民保護計画に定める法的根拠条項の追記						
5	4	<p>第3章 関係機関の事務又は業務の概要等</p> <p>1 国民の保護に関する措置の仕組み</p> 	<p>第3章 関係機関の事務又は業務の概要等</p> <p>1 国民の保護に関する措置の仕組み</p> 	用語の整理						
6	1	<p>2 市の事務</p> <table border="1" data-bbox="291 925 1041 1037"> <tr> <td>事務又は業務の概要</td> </tr> <tr> <td>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</td> </tr> </table> <p>(追加)</p>	事務又は業務の概要	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施	<p>2 市の事務</p> <table border="1" data-bbox="1064 925 1814 1037"> <tr> <td>事務又は業務の概要</td> </tr> <tr> <td>6 救援の補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</td> </tr> </table>	事務又は業務の概要	6 救援の補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施	用語の整理		
事務又は業務の概要										
6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施										
事務又は業務の概要										
6 救援の補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施										
			<p>3 指定地方行政機関の事務</p> <table border="1" data-bbox="1064 1077 1814 1356"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>事務又は業務の概要</td> </tr> <tr> <td>中部管区警察局</td> <td> <p>1 管区内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整</p> <p>2 他管区警察局との連携</p> <p>3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</p> <p>4 警察通信の確保及び統制</p> </td> </tr> <tr> <td>中部地方整</td> <td>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土</td> </tr> </table>	機関の名称	事務又は業務の概要	中部管区警察局	<p>1 管区内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整</p> <p>2 他管区警察局との連携</p> <p>3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</p> <p>4 警察通信の確保及び統制</p>	中部地方整	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土	各機関の事務の追記
機関の名称	事務又は業務の概要									
中部管区警察局	<p>1 管区内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整</p> <p>2 他管区警察局との連携</p> <p>3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</p> <p>4 警察通信の確保及び統制</p>									
中部地方整	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土									

頁	行	変 更 前	変 更 後	備 考																
			<table border="1"> <tr> <td>備局</td> <td>木施設の応急復旧</td> </tr> </table>	備局	木施設の応急復旧															
備局	木施設の応急復旧																			
		(追加)	<p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運送事業者</td> <td>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優先的取扱い</td> </tr> <tr> <td>電気事業者</td> <td>1 電気の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者</td> <td>1 ガスの安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社</td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td>病院その他の医療機関</td> <td>1 医療の確保</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の概要	運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優先的取扱い	電気事業者	1 電気の安定的な供給	ガス事業者	1 ガスの安定的な供給	日本郵便株式会社	1 郵便の確保	病院その他の医療機関	1 医療の確保	日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答	各機関の事務の追記
機関の名称	事務又は業務の概要																			
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保																			
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優先的取扱い																			
電気事業者	1 電気の安定的な供給																			
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給																			
日本郵便株式会社	1 郵便の確保																			
病院その他の医療機関	1 医療の確保																			
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答																			

頁	行	変 更 前	変 更 後	備 考
7	16	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>2 気候</p> <p>市の気候は、本邦の中央に位置する関係などから中部山岳の影響を受け、平成 16 年から平成 20 年までの統計数値によると、年平均気温は 16.5℃と比較的温暖であるが、最高気温と最低気温の差が大きく、内陸的性格が見られる。</p> <p>年間平均降水量は 1,371 mmで県下の平均的な雨量であり、北東部の山地丘陵地は、南西部の平地に比べて降水量も多くなっているが、全般には隣接の名古屋市、瀬戸市の気候条件とほとんど変わることなく、四季を通じて比較的变化の少ない恵まれた地域である。</p> <p>市の月別平均気温と降水量（平成 16 年～平成 20 年統計）</p> 	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>2 気候</p> <p>市の気候は、本邦の中央に位置する関係などから中部山岳の影響を受け、平成 21 年から平成 25 年までの統計数値によると、年平均気温は 16.4℃と比較的温暖であるが、最高気温と最低気温の差が大きく、内陸的性格が見られる。</p> <p>年間平均降水量は 1,397.5 mmで県下の平均的な雨量であり、北東部の山地丘陵地は、南西部の平地に比べて降水量も多くなっているが、全般には隣接の名古屋市、瀬戸市の気候条件とほとんど変わることなく、四季を通じて比較的变化の少ない恵まれた地域である。</p> <p>市の月別平均気温と降水量（平成 21 年～平成 25 年統計）</p> 	データの更新
8	1	<p>3 人口</p> <p>市の人口は、平成 21 年 4 月 1 日現在 307,052 人であり、昭和 18 年の市制施行から昭和 33 年の高蔵寺・坂下町の編入を経て、一貫して増加傾向にある。</p>	<p>3 人口</p> <p>市の人口は、平成 27 年 4 月 1 日現在 310,358 人であり、昭和 18 年の市制施行から昭和 33 年の高蔵寺・坂下町の編入を経て、一貫して増加傾向にある。</p>	データの更新

頁	行	変 更 前	変 更 後	備 考				
8	4	<p>4 道路・鉄道</p> <p>市の道路は、南北を東名高速道路及び国道 155 号が、北東を中央自動車道が走り、それぞれ名古屋市・小牧市・多治見市に繋がる主要な幹線道路となっている。そのほかにも南西から北東に延びる国道 19 号と、それに交差する<u>東名阪自動車道</u>・国道 302 号がある。また、春日井インターチェンジをはじめとして 3 つのインターチェンジを有しており、道路交通網が極めて発達している。</p> <p>鉄道は、JR 中央本線が南西から南東へと延びており、勝川駅をはじめとして 5 つの駅を有している。また、小牧市に通じる名鉄小牧線、名古屋市・瀬戸市に通じる愛知環状鉄道線及び名古屋市・西枇杷島町に通じる TK J 城北線がある。</p>	<p>4 道路・鉄道</p> <p>市の道路は、南北を東名高速道路及び国道 155 号が、北東を中央自動車道が走り、それぞれ名古屋市・小牧市・多治見市に繋がる主要な幹線道路となっている。そのほかにも南西から北東に延びる国道 19 号と、それに交差する<u>名古屋第二環状自動車道</u>・国道 302 号がある。また、春日井インターチェンジをはじめとして 3 つのインターチェンジを有しており、道路交通網が極めて発達している。</p> <p>鉄道は、JR 中央本線が南西から南東へと延びており、勝川駅をはじめとして 5 つの駅を有している。また、小牧市に通じる名鉄小牧線、名古屋市・瀬戸市に通じる愛知環状鉄道線及び名古屋市・清須市に通じる TK J 城北線がある。</p>	データの更新				
8	13	<p>5 空港</p> <p>市の西部には、小牧市と西春日井郡豊山町にまたがる県営名古屋空港がある。</p> <table border="1"> <tr> <td>面積</td> </tr> <tr> <td>約 165ha</td> </tr> </table>	面積	約 165ha	<p>5 空港</p> <p>市の西部には、小牧市と西春日井郡豊山町にまたがる県営名古屋空港（正式名称「<u>愛知県名古屋飛行場</u>」）がある。</p> <table border="1"> <tr> <td>面積</td> </tr> <tr> <td>約 169ha</td> </tr> </table>	面積	約 169ha	データの更新
面積								
約 165ha								
面積								
約 169ha								
8	25	<p>(追加)</p>	<p>7 原子力発電所の立地</p> <p><u>愛知県には原子力発電所又は原子炉施設（以下「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）には含まれていない。</u></p> <p>浜岡原子力発電所（静岡県御前崎市）から愛知県境までは概ね 55 km、美浜発電所（福井県三方郡美浜町）から愛知県境までは概ね 82 km である。</p>	武力攻撃原子力災害対策の記載				
9	1	<p>春日井市の概要図</p> 	<p>春日井市の概要図</p> 	データの更新				

頁	行	変 更 前	変 更 後	備 考								
13	21	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 2 市職員の参集基準等 (3) 市の体制及び職員の参集基準等 職員参集基準</p> <table border="1"> <tr> <td>第1次非常配備 態勢</td> <td>○対策本部員の概ね半数 ・部長及び総括担当者全員 ・担当者の半数 ・市民安全課及び情報システム課は全員</td> </tr> <tr> <td>第2次非常配備 態勢</td> <td>○対策本部員全員 ○市外居住者で各本部に属さない職員</td> </tr> </table> <p>注1 緊急事態警戒本部員及び対策本部員の詳細は、第3編第1章及び第2章参照。 注2 担当者は、総括担当者の所属課の補佐職及び主査職（市民安全課、情報システム課及び消防職員は全員）とする。 注3 消防職員の配備体制は、「3 消防機関の体制」参照。</p>	第1次非常配備 態勢	○対策本部員の概ね半数 ・部長及び総括担当者全員 ・担当者の半数 ・市民安全課及び情報システム課は全員	第2次非常配備 態勢	○対策本部員全員 ○市外居住者で各本部に属さない職員	<p>第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 2 市職員の参集基準等 (3) 市の体制及び職員の参集基準等 職員参集基準</p> <table border="1"> <tr> <td>第1次非常配備 態勢</td> <td>○本部員：各部長 ○本部職員：市民安全課全員、総務課及び 広報広聴課の概ね半数 ○支援要員：本部長判断により決定</td> </tr> <tr> <td>第2次非常配備 態勢</td> <td>○本部員：各部長 ○本部職員：市民安全課、総務課及び広報 広聴課全員 ○支援要員：本部長判断により決定</td> </tr> </table> <p>注1 職員配備体制の詳細は、第3編第1章及び第2章参照。 (削除) 注2 消防職員の配備体制は、「3 消防機関の体制」参照。</p>	第1次非常配備 態勢	○本部員：各部長 ○本部職員：市民安全課全員、総務課及び 広報広聴課の概ね半数 ○支援要員：本部長判断により決定	第2次非常配備 態勢	○本部員：各部長 ○本部職員：市民安全課、総務課及び広報 広聴課全員 ○支援要員：本部長判断により決定	参集基準の修正
第1次非常配備 態勢	○対策本部員の概ね半数 ・部長及び総括担当者全員 ・担当者の半数 ・市民安全課及び情報システム課は全員											
第2次非常配備 態勢	○対策本部員全員 ○市外居住者で各本部に属さない職員											
第1次非常配備 態勢	○本部員：各部長 ○本部職員：市民安全課全員、総務課及び 広報広聴課の概ね半数 ○支援要員：本部長判断により決定											
第2次非常配備 態勢	○本部員：各部長 ○本部職員：市民安全課、総務課及び広報 広聴課全員 ○支援要員：本部長判断により決定											
17	12	<p>第2 関係機関との連携体制の整備 4 指定公共機関等との連携 (2) 医療機関との連携 (略) また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	<p>第2 関係機関との連携体制の整備 4 指定公共機関等との連携 (2) 医療機関との連携 (略) また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	公益財団法人への移行による修正								
18	5	<p>第3 通信の確保 (1) 非常通信体制の整備 (略) (2) 非常通信体制の確保</p>	<p>第3 通信の確保 1 非常通信体制の整備 (略) 2 非常通信体制の確保</p>	警報等の情報伝達手段の追加								

頁	行	変 更 前	変 更 後	備 考
		市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。 (追加)	市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。 <u>また、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E-m-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を的確に活用する。</u>	
20	17	第4 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 (2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる <u>同報系その他の防災行政無線の整備</u> を図る。	第4 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 (2) 防災行政無線等の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる <u>防災行政無線の整備</u> を図る。 <u>また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び自動起動装置の活用による住民への伝達体制の整備</u> を図る。	警報等の情報伝達手段の追加
24	14	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (3) 高齢者、障がい者等 <u>災害時要援護者</u> への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、 <u>災害時要援護者</u> の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「 <u>災害時要援護者支援班</u> 」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (3) 高齢者、障がい者等 <u>要配慮者</u> への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、 <u>要配慮者</u> の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「 <u>要配慮者支援班</u> 」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。	用語の整理
31	16	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (1) 市対策本部の設置の手順 エ 市対策本部の開設 市対策本部担当者は、市庁舎6階 <u>研修室</u> に市対策本部	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (1) 市対策本部の設置の手順 エ 市対策本部の開設 市対策本部担当者は、市庁舎6階 <u>災害対策室</u> に市対策	用語の整理

頁	行	変 更 前	変 更 後	備 考
		<p>を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。</p> <p>市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。</p>	<p>本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。</p> <p>市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。</p>	
32	2	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織及び機能 〔別表のとおり〕</p>	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織及び機能 〔別表のとおり〕</p>	市対策本部の組織の修正
41	10	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部及び消防署は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、区・町内会・自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。 また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。 (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部及び消防署は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、区・町内会・自治会や<u>要配慮者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。 また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。 (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>要配慮者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、<u>要配慮者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	用語の整理
43	25	<p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項 カ <u>要援護者</u>の避難方法の決定（避難支援プラン、<u>災害時要援護者支援班</u>の設置）</p>	<p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項 カ <u>要配慮者</u>の避難方法の決定（避難支援プラン、<u>要配慮者支援班</u>の設置）</p>	用語の整理

頁	行	変 更 前	変 更 後	備 考
44	16	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>ア 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</u></p> <p>イ 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、区・町内会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。</u></p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>ア 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</u></p> <p>イ 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、区・町内会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。</u></p>	対策の整理
45	23	<p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</u></p>	<p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</u></p>	用語の整理
46	22	<p>(追加)</p>	<p><u>(14) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難</u></p> <p><u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p>	避難措置における配慮事項の整理
48	7	<p>4 事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項</p> <p>(追加)</p>	<p><u>4 事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項</u></p> <p><u>(4) 航空攻撃の場合</u></p> <p><u>攻撃目標を早期に判定することは困難であり、国の対策本部長から当初は攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難を内容とする避難措置を指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。</u></p> <p><u>ア できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難を指示する。</u></p>	類型の追記

頁	行	変 更 前	変 更 後	備 考
			<p><u>イ 攻撃直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を指示する。</u></p>	
		(追加)	<p>(5) NBC攻撃の場合</p> <p><u>NBC攻撃の場合の避難においては、次のことに留意して避難の指示を行う。</u></p> <p><u>ア 避難誘導を行う者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずること。</u></p> <p><u>イ 風下方向を避けて避難を行うこと。</u></p> <p><u>ウ 国の対策本部長から示されるNBC攻撃のそれぞれの特性に応じた避難措置の指示の内容を十分に踏まえること。</u></p>	類型の追記
50	1	<p>第5章 救援</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>ア 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>イ 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>第5章 救援</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>ア 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>イ 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	救援事務の移管
51	30	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>2 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>(略)</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>2 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>(略)</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	外国人登録法廃止による削除

頁	行	変 更 前	変 更 後	備 考
57	35	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 応急措置等</p> <p>4 消防に関する措置等</p> <p>(5) 消防の応援の受入れ体制の確立</p> <p>市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊等の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第2 応急措置等</p> <p>4 消防に関する措置等</p> <p>(5) 消防の応援の受入れ体制の確立</p> <p>市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官により緊急消防援助隊等の出動に関する指示等が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。</p>	対策の整理
58	1	<p>(6) 消防の相互応援に関する出動</p> <p>市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。</p>	<p>(6) 消防の相互応援に関する出動</p> <p>市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示等があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。</p>	対策の整理
58	18	<p>(8) 安全の確保</p> <p>ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。</p>	<p>(8) 安全の確保</p> <p>ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示等を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。</p>	対策の整理
59	29	<p>第3 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置</p> <p>ア 対象</p> <p>市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）</p>	<p>第3 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置</p> <p>ア 対象</p> <p>市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）</p>	市内に移送取扱所が存在しないことによる記載の削除

頁	行	変 更 前	変 更 後	備 考				
61	1	<p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</p>	<p>第4 <u>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</u></p> <p>市は、<u>近隣県に所在する原子力発電所等及び運搬中の核燃料物質等が武力攻撃を受けた場合、原則として、市地域防災計画（原子力災害対策計画）に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p>また、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</p>	武力攻撃原子力災害対策の記載				
61	5	<p>1 応急措置の実施</p> <p>(1) 市長は、<u>NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。</u></p>	<p>1 応急措置の実施</p> <p>(1) 市長は、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。</p>	用語の整理				
61	16	<p>3 関係機関との連携</p> <p>市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>3 関係機関との連携</p> <p>市長は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。</p> <p>(略)</p>	用語の整理				
62	25	<p>5 市長の権限</p> <p>(3) (表中)</p> <table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)</td> </tr> </table>	3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)	<p>5 市長の権限</p> <p>(3) (表中)</p> <table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>当該措置の対象となる物件</td> </tr> </table>	3	当該措置の対象となる物件	用語の整理
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)							
3	当該措置の対象となる物件							
62	35	<p>6 要員の安全の確保</p> <p>市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。</p>	<p>6 要員の安全の確保</p> <p>市長は、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。</p>	用語の整理				

頁	行	変 更 前	変 更 後	備 考
65	4	第9章 保健衛生の確保その他の措置 2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「 <u>震災廃棄物対策指針</u> 」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	第9章 保健衛生の確保その他の措置 2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「 <u>災害廃棄物対策指針</u> 」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	国の新指針作成に伴う変更
67	27	第11章 特殊標章等の交付及び管理 2 特殊標章等の交付及び管理 (1) 市長 ア 市の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う <u>もの</u>	第11章 特殊標章等の交付及び管理 2 特殊標章等の交付及び管理 (1) 市長 ア 市の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う <u>者</u>	用語の整理
68	1	(2) 消防長 ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う <u>もの</u>	(2) 消防長 ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う <u>者</u>	用語の整理

〔別表〕

